

固定資産税(土地および家屋)の価格等の縦覧

市内に所在する土地または家屋の固定資産税の納税者(免税点未満で課税されない方を除く)は、他の土地や家屋と比べて、その価格が適正かどうかを縦覧帳簿により確認することができます。

○縦覧期間

令和5年4月3日(月)～令和5年5月1日(月)
8:30～17:15 ※土・日曜日、祝日は除く

○縦覧場所

市役所本庁2階税務徴収課

○縦覧できる方

- ・固定資産税の納税者とその同一世帯の親族
- ・納税管理人
- ・相続人
- ・納税者の委任を受けた代理人

○縦覧を申請する際に必要なもの

縦覧する方の運転免許証等本人確認ができるもの

※代表者以外の相続人、代理人、納税者が法人の場合は、下記該当書類も合わせてご用意ください。

- ・代表者以外の相続人の場合は、相続関係が確認できるもの
- ・代理人や納税者が法人の場合は、委任状

問 本庁 税務徴収課 資産税G ☎52-1111 内線235

農振除外等(農用地利用計画変更)申請の受付期間のお知らせ

現在、農振除外等(農用地利用計画変更)申請の受付は、年4回(4月、7月、10月、翌年1月末日締切)行っていました。令和4年10月の「農業振興地域整備計画」の総合見直しに伴い、令和5年度の申請受付回数を変更します。

なお、令和6年度以降の申請受付については、年2回(6月、12月末日締切)としますので、農振除外等の申請を予定されている方は、お早めにご相談ください。

【令和5年度】

第1回申請受付期間 令和5年 4月 3日(月)～令和5年 4月28日(金)

第2回申請受付期間 令和5年 6月 1日(木)～令和5年 6月30日(金)

第3回申請受付期間 令和5年12月 1日(金)～令和5年12月28日(木)

(いずれも閉庁日を除く9:00～17:00)

※農振除外が完了するまで、約6か月ほど期間を要します。

※申請を予定している方は、事業計画等の分かる資料をご持参のうえ、事前にご相談ください。また、併せて農地転用の相談については、農業委員会へご相談ください。

※書類不備等により受付期間中に申請が間に合わない場合は、次回以降の受付となります。

農振除外等(農用地利用計画変更)とは

農地に農業用施設や住宅等を建てる際、その土地が農用地区域に定められている場合に、用途の変更や農用地区域から除外する変更手続きのことです。

問 本庁 農林振興課 農業畜産G ☎52-1111 内線202